茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援 総合事業についての説明会

平成29年1月16日(月) 午後6時30分~

保健福祉部高齢福祉介護課







茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会

- 1 茅ヶ崎市が目指すべき方向性
- 2 茅ヶ崎市の現状 ~ 高齢者人口・要支援認定者数の推移~
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
- 4 茅ヶ崎市の指定第1号事業の基準等
- 5 第1号事業の指定等の手続きについて
- 6 介護予防ケアマネジメントについて
- 7 請求に係るサービスコードについて
- 8 過誤申立について
- 9 被保険者証の印字イメージ
- 10 定款変更、運営規定、重要事項説明書、契約書について
- 11 市が実施する研修(新たな担い手の育成)について
- 12 今後のスケジュール





1 茅ヶ崎市が目指すべき方向性

いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する

「茅ヶ崎市総合計画 基本構想」

◆ 超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する 能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの 力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひ とりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念

◆ 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の関係者、医療、介護等と連携しながら、介護予防、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

「茅ヶ崎市総合計画 第3次実施計画」





2 茅ヶ崎市の現状

~高齢者人口・要支援認定者数の推移~

1 高齢者人口、要支援認定者数の推移及び見込み

(単位:人)

· 10 Mr H 7 7 1	·	#U/C H /	77 1 1 10										•	1 1-17
	平成	22年	平成	23年	平成	24年	平成	25年	平成	26年	平成	27年	平成	28年
高齢者人口 (65歳以上)	49,	817	50,8	827	53,0	094	55,4	448	57,	695	59,	601	61,	147
(増加率)		2.0	0%	4.	5%	4.	4%	4.	1%	3.	3%	2.	6%	
高齢化率	21	.1%	24	.0%	24	.7%	23	.2%	24	.0%	24	.7%	25	5.3%
要支援認定者数	2,3	372	2,5	05	2,6	58	2,9	84	3,1	79	3,2	252	3,2	212
(増加率)		5.0	6%	6.	1%	12	.3%	6.	5%	2.	3%	-1	.2%	

[※]平成28年まで各年10月1日現在の実績数。

2 高齢者人口、要支援認定者数の見込み

	平成29年		平成32年		平成37年	
高齢者人口 (65歳以上)	62,181		63,870		63,700	
(増加率)		2.	7%	-0	.3%	
高齢化率	25	.6%	26	.1%	26	.2%
要支援認定者数	3,647		4,049		4,5	556
(増加率)		11		.0% 12.		

[※]第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推計数値。各年10月1日現在。

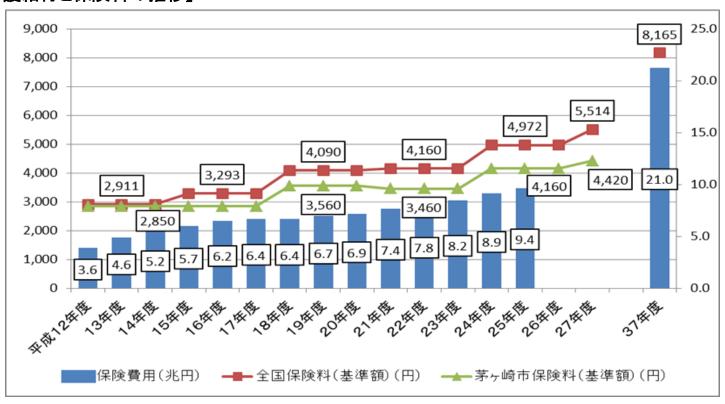




3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業実施の背景

【介護給付と保険料の推移】



- ◆ 高齢化の進展により、介護給付費、保険料が上昇しています。
- ◆ 介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護サービスの重点化・ 効率化が必要となっています。





3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 総合事業実施の背景

- ◆平成27年4月の介護保険法の改正により、全ての市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施することとされました。
- ◆これまで介護保険サービスにおける予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、市町村が実施する事業へと移行するものです。
- ◆総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指すものです。

HIGASAKI

3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要 (2) 総合事業の構成

介護給付(要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

地域支援事業

訪問看護、福祉用具等

<現行>⁵

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 〇二次予防事業
- 〇一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む 要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 〇地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 〇 介護給付費適正化事業
- 〇家族介護支援事業
- ○その他の事業

介護保険制度

現行と同様

事業に移行

全市町村 で実施

多様ル

充

実

'<見直し後>

介護給付(要介護1~5)

予防給付(要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 〇 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 〇一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 〇 認知症施策推進事業

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)

○生活支援体制整備事業

(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 〇 介護給付費適正化事業
- 〇家族介護支援事業
- ○その他の事業

地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より





3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

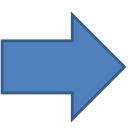
(3) 茅ヶ崎市総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業 茅ヶ崎市の移行イメージ

く現 行>

<総合事業への移行後>

介護予防訪問介護介護予防通所介護



現行相当のサービス

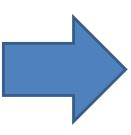
国基準訪問型サービス 国基準通所型サービス

サービスA(緩和した基準によるサービス)

訪問型サービスA(一体型・単独型) 通所型サービスA(一体型・単独型)

介護予防事業

(すこやか支援プログラム) (はつらつ健康プログラム)



短期集中サービス

短期集中訪問型サービス 短期集中通所型サービス

一般介護予防事業

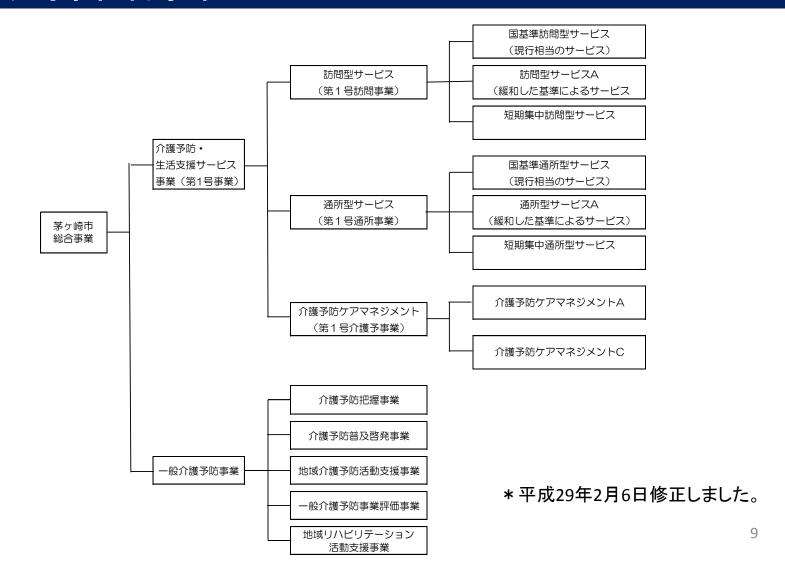
*平成29年2月6日修正しました。





3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

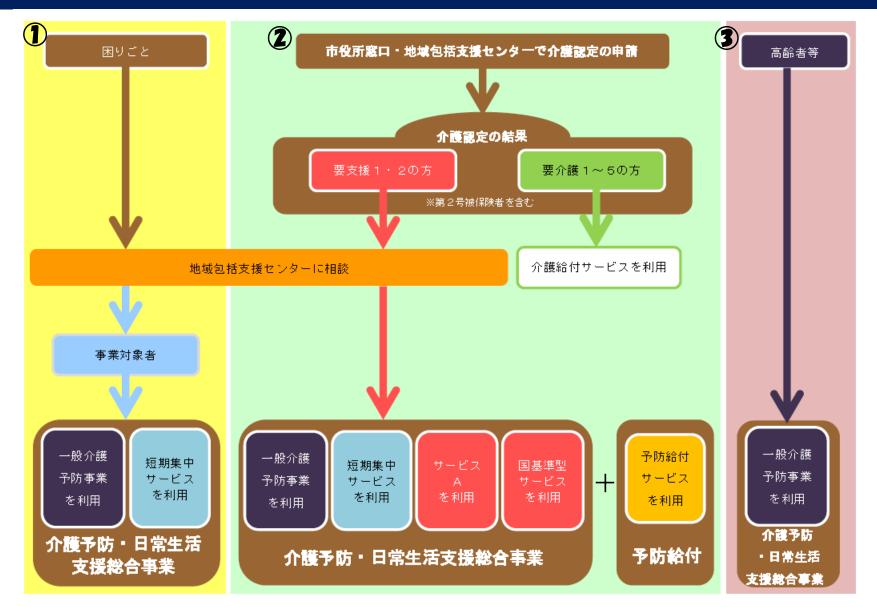
(3) 茅ヶ崎市総合事業について







3 介護予防・日常生活支援総合事業の概要 (3) 茅ヶ崎市総合事業について







4 茅ヶ崎市の指定第1号事業の基準等 ①

【第1号訪問事業】

			多様なっ	サービス	
		国基準訪問型サービス	訪問型サービスA		
		国本年の向主が「こへ	一体型 (介護事業所が実施)	単独型	
サービ	ス内容	現行相当サービス (身体介護+生活援助)	身体介護を伴わない生活援助を中心とし	たサービス	
対急	象者	居宅要支援被保険者等(要支援認定相当で、身体介護又は訪問介護員による専門的なサービスを必要とする者。)	居宅要支援被保険者等(要支援認定相 当で、現行相当サービス、他のサービス A利用以外)		
人品	管理者	旧介護予防訪問介護に同じ	専従1人 (現行相当サービスの職員との兼務可)	専従1人(業務に支障がない場合他の 職務に従事できる)	
す	サービス 提供責任 者等	旧介護予防訪問介護に同じ	現行相当のサービス提供責任者が行う 場合には、現行相当の範囲内で提供 (超える場合は、別にサービスA提供責 任者の配置が必要)	サービスA提供責任者:1以上必要数 【資格】サービス提供責任者相当又は市 が実施する研修修了者	
基準	サービス の提供者	旧介護予防訪問介護に同じ	現行相当の訪問介護員が行う場合は現 行相当の範囲内で提供(超える場合 は、別に生活援助員の配置が必要)	生活援助員:必要数 【資格】訪問介護員相当又は市が実施 する研修修了者	
設備に関する基準		必要な広さを有する区画及びサービス 提供に必要な広さ及び備品	必要な広さを有する区画及びサービス提	供に必要な広さ及び備品	





4 茅ヶ崎市の指定第1号事業の基準等 ②

【第1号訪問事業 事業費】

		多様なサ 訪問型サ	
	国基準訪問型サービス	一体型 (「介護給付」「現行相当サービス」と一体 的に運営)	単独型
事業費	【包括報酬】 予防 I:1,168単位(12,497円) 予防 I:2,335単位(24,984円) 予防 II:2,335単位(39,632円)	【包括報酬】 I:1051単位(11,245円)* II:2102単位(22,491円)* 【出来高】 I:239単位/回(2,557円)(月4回以上の場合は包括報酬) I:243単位/回(2,600円)(月8回以上の場合は包括報酬) 日:243単位/回(2,600円)(月7円)	【出来高】 I:182単位(1,947円)(月4回まで) II:185単位(1,979円)(月8回まで) 1単位の単価:5級地(10.7円)

*平成29年2月6日修正しました。





4 茅ヶ崎市の指定第1号事業の基準等 ③

【第1号通所事業】

				サービス ナービスA
		国基準通所型サービス	ー体型 (介護事業所が実施)	単独型
サービス内容		133.64	利用者が日常生活を営むことができる様、必 エーション活動等による機能訓練を行い、心 サービス。	
	対象者	居宅要支援被保険者等 (要支援認定相当)	居宅要支援被保険者等(要支援認定相当、 A利用以外)	現行相当サービス及び他の通所型サービス
人員に	管理者	常勤・専従(旧介護予防通所介護に同じ)	専従1人 (現行相当サービスの職員との兼務可)	専従1 (管理業務及びサービスAの提供に支障が ない場合はほかの職務等に兼務可)
関す	生活相談員	専従1以上(旧介護予防通所介護に同じ) 専従1以上(旧介護予防通所介護に同じ)	同時一体的に行う場合、現行相当の基準を	なしなし
る基準	機能訓練指導員	1以上(旧介護予防通所介護に同じ) ~15人:専従1以上 15人~:利用者1人につき専従0.2人 (旧介護予防通所介護に同じ)	超えない範囲でサービスAの提供をするこ とができる	なし ~15人: 専従1以上 15人~: 利用者1人につき専従0.1人
	提供時間	旧介護予防通所介護に同じ	原則3時間以上 (現行相当と同時一体的に実施し、機能訓練等加算の要件を満たし、当該加算を実施する場合は、2時間以上)	3時間以上
設	:備に関する基準	旧介護予防通所介護に同じ	【食堂及び機能訓練室】 利用定員×2.3㎡ (現行相当の利用者と同時一体的に実施する場合:利用定員3㎡)	【食堂及び機能訓練室】 利用定員×2. 3㎡





4 茅ヶ崎市の指定第1号事業の基準等 ④

【第1号通所事業 事業費】

		多様なり 通所型サ	
	国基準通所型サービス	一体型 (「介護給付」「現行相当サービス」と一体 的に運営)	単独型
事業費	【包括報酬】	【出来高】 I:230単位/回(2,403円)(月4回まで) (入浴・送迎実施374単位(3,908円)) II:241単位/回(2,518円)(月8回まで) (入浴・送迎実施385単位(4,023円)) 1単位の単価:5級地(10.45円)	【出来高】 I:209単位/回(2,184円)(月4回まで) (送迎実施時303単位(3,166円)) II:218単位/回(2,278円)(月8回まで) (送迎実施時312単位(3,260円)) 1単位の単価:5級地(10.45円)





【参考】 総合事業におけるサービス類型ごとの振り分け割合(想定)

1 訪問型サービスの振り分け割合

介護予防訪問介護 利用者	現行相当のサービスの 利用者(身体介護あり)	訪問型サービスA の利用者(生活援助の み)	
845	288	557	(単位:人)
41.9% *	34.1%	65.9%	

^{*}調査対象の要支援者数2016人のうちの割合。

2 通所型サービスの振り分け割合

介護予防通所介護 利用者	現行相当のサービス の利用者	通所型サービスA の利用者
867	333	534
43.0% *	38.4%	61.6%
障害高齢者日常生活自立度	準寝たきり、寝たきり	生活自立

^{*}調査対象の要支援者数2016人のうちの割合。

(単位:人)

平成28年度実施「介護予防・日常 生活支援総合事業への移行のた めの介護予防サービス計画調査」 より





5 第1号事業の指定等の手続きについて ①

【本市が実施する、指定第1号事業】

サービス名	
国基準訪問型サービス (以下「国訪問」という。)	旧介護予防訪問介護相当
国基準通所型サービス (以下「国通所」という。)	旧介護予防通所介護相当
訪問型サービスA (以下「訪問A」という。)	国基準訪問型サービスの基準を緩和したサービス ※原則、事業者の指定は市内事業者に限ります。
通所型サービスA (以下「通所A」という。)	国基準通所型サービスの基準を緩和したサービス ※原則、事業者の指定は市内事業者に限ります。





5 第1号事業の指定等の手続きについて ②

【第1号事業の指定に関する手続きの日程について】

指定申請書類提出期間	指定日	備考
平成29年2月1日(水) から2月21日(火)	平成29年4月1日 (土)	窓口にお越しいただく場合は、 事前にご連絡くださいますよう お願いいたします。
平成29年2月22日 (水) から3月31日(金)	平成29年5月1日 (月)	窓口にお越しいただく場合は、 事前にご連絡くださいますよう お願いいたします。
平成29年4月3日(月) 以降	平成29年6月1日 (木)以降	ご相談ください。

≪問い合わせ窓口≫ 高齢福祉介護課 基盤整備担当又は支援給付担当 電話番号 0467-82-1111





5 第1号事業の指定等の手続きについて ③

【指定申請に係る必要書類等】

指定申請に係る必要書類について、サービスごとに市ホームページに掲載いたします。 (※1月下旬に掲載予定)

【茅ヶ崎市ホームページ掲載場所】

トップページ>くらし>お年寄り>介護予防・日常生活支援総合事業について>指 定第1号事業の指定等の手続きについて(事業者向け)

- ◆ 国基準のサービスとサービスAを同時に申請していただく場合は、書類の 一部を省略することができます。(省略することができる書類等については、 指定申請に係る添付書類一覧の末尾に記載していますので、ご確認くださ い。)
- ◆ <u>みなし指定の期間中に指定の申請をしていただく場合は、指定申請書類と</u> 併せて、みなし指定の廃止届を提出してください。





5 第1号事業の指定等の手続きについて ④-1

【指定の有効期限及び更新について】

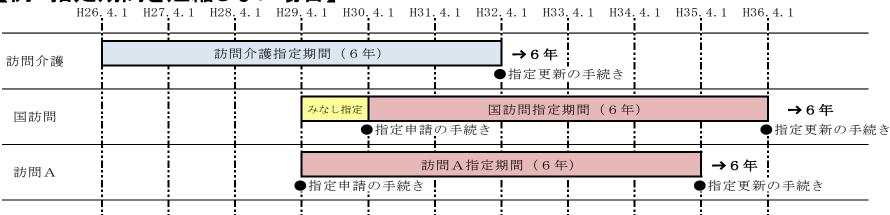
- ① 指定の有効期間について 指定第1号事業の指定有効期間は<u>6年</u>です。 介護保険事業と同様に6年ごとに指定の更新が必要となります。
- ② 総合事業に係る指定の有効期限の短縮について 本市では、総合事業の指定申請時において、既に居宅サービス等の指定を受けており、当該指定事業所の有効期間に、一体的に第1号事業を実施する事業所の指定有効期間を併せることで、指定更新の手続きを同時期に行うことができることといたしました。
 - ◆指定の有効期限の短縮をする場合は、指定期間に関する申請書を提出してください





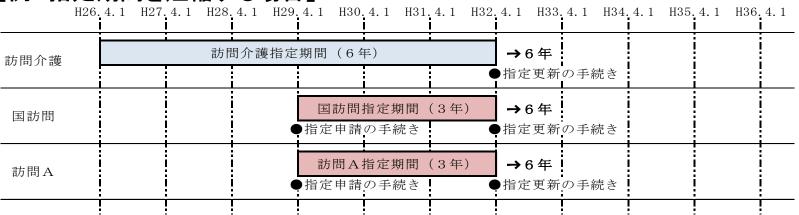
5 第1号事業の指定等の手続きについて ④-2

【例 指定期間を短縮しない場合】



※それぞれの指定期間満了ごとに、指定更新の手続きが必要となります。

【例 指定期間を短縮する場合】



- ※指定更新の時期を合わせることができます。
- ※国基準のサービスとサービスAを同時に申請する場合は、申請書類の一部を省略すること 20 ができます。





5 第1号事業の指定等の手続きについて ⑤

【各種届出について】

変更届	指定事業者は当該指定に係る一定の事項に変更があったときは、10日以内に届け出の必要があります。一定の事項等詳細は市ホームページに掲載されている内容をご確認ください。
廃止∙休止∙再開届	指定事業者は当該指定に係る事業の廃止又は休止を しようとするときは、1月前までに届け出の必要がありま す。 また、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、 10日以内に届け出の必要があります。

【茅ヶ崎市ホームページ掲載場所】

トップページ>くらし>お年寄り>介護予防・日常生活支援総合事業について>指定第1号事業 の指定等の手続きについて(事業者向け)





5 第1号事業の指定等の手続きについて ⑥

【留意事項】

◆ みなし指定を受けていない事業所

平成27年3月31日までに、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていない事業所又はみなし指定を辞退した事業所は、平成29年4月1日から第1号事業の提供ができませんのでご注意ください。

◆ みなし指定を受けている事業所

平成27年3月31日までに、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、みなし指定として、平成30年3月31日までは国基準訪問型サービス又は国基準通所型サービスの指定申請を行わずサービスの提供ができます。ただし、平成30年4月1日以降もサービスの提供を行う場合は、指定の申請が必要です。

※みなし事業所としてサービスを提供する場合についても、定款の変更が必要となりますので ご注意ください。

◆ 介護予防の更新申請の手続き

平成30年3月31日より前に、指定の有効期限が満了した場合、介護予防のサービス提供はできないため、予防給付を受けることができませんのでご注意ください。介護予防の指定の更新等につきましては、当該指定申請先にご確認ください。





6 介護予防ケアマネジメントについて (1) 介護予防ケアマネジメントの類型

	介護予防支援	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
概要	介護予防支援	原則的(介護予防支援と同等) な介護予防ケアマネジメント	初回のみの介護予防ケアマネジメント
利用方法	介護予防サービスと併せ て茅ヶ崎市総合事業の サービスを利用した場合	茅ヶ崎市総合事業のサービス のみ利用した場合	インフォーマルサービスや一般介護予防事業を利用される方のうち、セルフケアマネジメントへつなげ、自立した生活を維持することが見込まれる場合
利用 サービ ス	介護予防サービス + 国基準型サービス サービスA	国基準型サービス サービスA 短期集中型サービス	介護予防訪問介護、介護予防通所介護の考え方と同等のインフォーマルサービス ※趣味趣向の傾向が高いサービス、単発のサービス、利用者の利便性のためのサービス、家族による支援等を除く

^{*}平成29年2月6日修正しました。





(2) 介護予防ケアマネジメントの基本報酬と加算

報酬∙加算	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
基本報酬	430単位	430単位
初回加算	300単位	300単位
小規模多機能型居宅介 護事業所連携加算	300単位	

※ 単位数は月単位とします

(3) 指定介護予防支援事業者への委託について

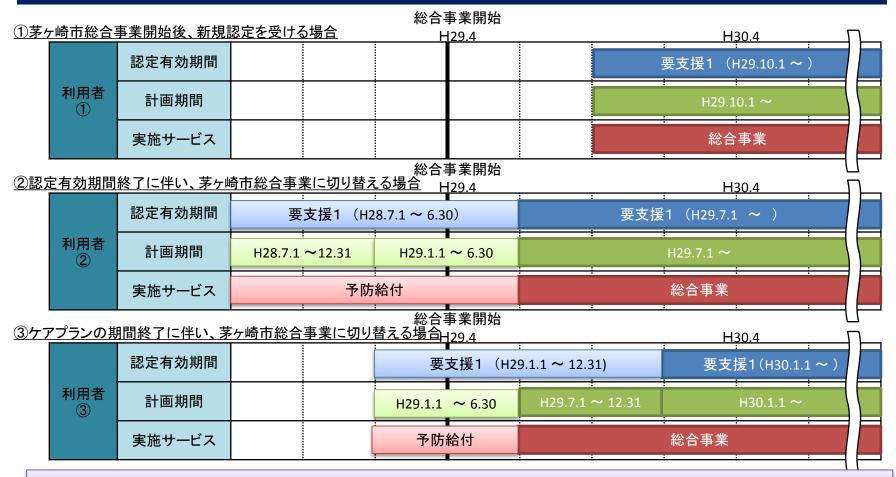
地域包括支援センターから、指定居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメント の委託ができる場合については、以下のとおりです。

	ケアマネジ	メントA	ケアマネジメントC
	国基準型サービス・サービスA	短期集中サービス	インフォーマルサービス等
指定介護予防支援 事業者への委託	0	×	×





(4) 茅ヶ崎市総合事業への移行手続きについて



サービスAの事業者指定については、市内事業所を指定することとしているため、ケアプラン作成時は当該事項も踏まえ作成を行うことに留意してください。





(5) 区分支給限度基準額

状態区分に応じて区分支給限度基準額は以下のとおりです。

状態区分	区分支給限度基準額
事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

※ 指定事業者のサービスに限ります

(6) 利用者負担割合

利用者負担割合は、介護給付・予防給付と同様、原則1割または2割とします。





6 介護予防ケアマネジメントについて (7) 居宅介護サービス計画作成依頼届出書 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書

状態区分	届出書 様式			
要介護	居宅介護サービス計画作成依頼届出書			
要支援	今誰ろ吐井―ビュ計画作は、今誰ろ吐ケマファジン、人体語民出書			
事業対象者	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書			

	区	分	居宅介護サービス計画 作成依頼届出書	介護予防サービス計画作成・ 介護予防ケアマネジメント 依頼届出書
要介護	\rightarrow	要支援	_	0
要支援	\rightarrow	要介護	0	
事業対象者	\rightarrow	要介護	0	
要支援	\rightarrow	事業対象者	_	0
事業対象者	\rightarrow	要支援	_	0
要支援 (予防給付利用)	\rightarrow	要支援 (予防給付利用無)	_	一(省略)





(8) 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

総合事業の利用者(事業対象者)が、要介護認定等を申請し、申請期間中に総合事業を利用していた場合は、認定結果によって請求するサービス費用が異なります。

利用サービス	給付のみ利用	給付と総合事業	を併せて利用	総合事業	のみ利用
認定結果後の状態区分	請求する費用	利用サービス種類	請求する費用	利用サービス種類	請求する費用
非該当	全額自己負担	すべてのサービス	全額自己負担	すべてのサービス	全額自己負担
事業対象者		ケアマネジメント	介護予防支援費	ケアマネジメント	: 介護予防ケアマネジメ
(認定非該当で 基本チェックリ	全額	給付	全額自己負担	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	: ント費 :
ストに該当した	自己負担	国基準型・サービスA	全額自己負担	国基準型・サービスA	全額自己負担
者)		短期集中型サービス	請求なし(利用料)	短期集中型サービス	請求なし(利用料)
		ケアマネジメント	介護予防支援費	ケアマネジメント	: 介護予防ケアマネジメ
77 -t- 155 -77 -t-		給付	: : 予防給付費		: ント費 :····································
要支援認定	予防給付	国基準型・サービスA	第1号事業支給費	国基準型・サービスA	第1号事業支給費
		短期集中型サービス	請求なし(利用料)	短期集中型サービス	請求なし(利用料)
		ケアマネジメント	. 居宅介護支援費	トマッナベルコ	: 介護給付の利用を開
要介護認定	介護給付	給付	介護給付費	ケアマネジメント 	始するまでは介護予防 ケアマネジメント費
安川	刀 最不 73	総合事業	介護給付の利用を開 始するまでは第1号 事業支給費	総合事業	介護給付の利用を開 始するまでは第1号事 業支給費





7 請求に係るサービスコードについて

請求に係るサービスコードについては、指定区分により、以下のサービスコードを使用します。

	訪問型サービス	通所型サービス
みなし指定事業者(平成27年3月31日まで に予防給付の指定を受けた事業者)	A1	A5
国基準型サービス事業者	A2	A6
サービスA(一体型)事業者	A3	A7
サービスA(単独型)事業者	A3	A7

^{*}平成29年2月21日修正しました。

- ○国基準訪問型サービスと訪問型サービスA(一体型)については「A2」のサービスコードとなり、A2以下の項目によって区別します。
- ○国基準通所型サービスと通所型サービスA(一体型)については「A6」のサービスコードとなり、A6以下の項目によって区別します。
- ○訪問型サービスA(単独型)及び通所型サービスA(単独型)のサービスコードについては、介護事業所によらない事業所による実施が想定されることから、利用者負担割合ごとにサービスコードを区別します。





請求に係るサービスコードについて (1) 訪問型サービスについて

国基準訪問型サービスについては「A2」のサービスコードとなり、項目によって区別し ます。 A2 サービスコード表(例)

種類	項目	サービス内容略称		算定項目					算定単 位
Α2	1111	国基準訪問型サービス I						1,168	1月につ
A 2	1113	国基準訪問型サービスI・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			818	き
Α2	1114	国基準訪問型サービス I・同一				事務所と同一建物の利用者又はこれ以		1,051	
A 2	11151	国基準訪問型サービス I・初任・ 同一	イ 訪問型	1,168単位		外の同一建物の利用者20人以上にサー ビスを行う場合	× 90%	736	
A 2	2111	国基準訪問型サービス I・日割	サービス 費(独自)						1日につ
A 2	2113	国基準訪問型サービス I・日割・ 初任	(I)	 事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			27	き
	2114	国基準訪問型サービス I・日割・ 同一		1 2 (超上四1至/交/		事務所と同一建物の利用者又はこれ以		34	
A 2		国基準訪問型サービス I・日割・ 初任・同一		38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	外の同一建物の利用者20人以上にサー ビスを行う場合	× 90%	24	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

訪問型サービスA(一体型)と訪問型サービスA(単独型)については、「A3」のサービ スコードとなります。利用者負担割合については、項目によって振り分けます。

A3 サービスコード表(例)

種類	項目	サービス内容略称		算定項目		合成 単位 数	算定単 位
А3	1001	訪問型サービスA(単独型)I 1割	二 訪問型 事業対象者・要支援1・2(i サービス費 ^{1回程度)}		× 90%	182	1回に つき
АЗ	1011	訪問型サービスA(単独型) ・ 1割	(独自) 182単1 (Ⅳ) ※1月の中で全部で4回まで	立 事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	164	
А3	1002	訪問型サービスA(単独型) I 2割	二 訪問型 事業対象者・要支援1・2(i サービス費 ^{1回程度)}		× 80%	182	
А3	1012	訪問型サービスA(単独型) I・ _{2割}	(独自) 182単1 (Ⅳ) ※1月の中で全部で4回まで	立 事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 80%	164	
:	:	:	: :	:			:





7 請求に係るサービスコードについて (1) 通所型サービスについて

国基準通所型サービスについては「A6」のサービスコードとなり、項目によって区別します。

A6-1 サービスコード表(例)

		<u>. , </u>	V IV 37				
種類	項目	サービス内容略称		算定項目			成 算定単 位 位
Α6	1111	国基準通所型サービス1	イ 国基準通所型サービス費	事業対象者·要支援1	1,647単位 × 90		
A 6	1112	国基準通所型サービス1日割			54単位 × 90)%	54 ¹ 日につ き
Α6	1121	国基準通所型サービス2		事業対象者·要支援2	3,377単位 ×90	3,3	1月につ き
Α6	1122	国基準通所型サービス2日割			111単位 × 90		1日につ き
Α6	1113	国基準通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位 × 90)% 3	378 1回につ
Α6	1123	国基準通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位 × 90)% 3	889 き

通所型サービスA(一体型)と通所型サービス(単独型)については、「A7」のサービスコードとなります。利用者負担割合・送迎の有無については、項目によって振り分けます。

A3 サービスコード表(例)

種類	項目	サービス内容略称				算定項目			合成 単位 数	算定単 位
Α7		通所型サービスA(単独型) I		イ 通所型サービスA(単独	事業対象者·要支援1 >	※1月の中で全部で4回まで	209単位	×90%	209	1回につ
Α7		通所型サービスA(単独型) I・ 送迎片道	1割	型)サービス費	事業対象者·要支援1 >	※1月の中で全部で4回まで	256単位	×90%	256	き
Α7		通所型サービスA(単独型) I・ 送迎往復	1割		事業対象者·要支援1 ※	※1月の中で全部で4回まで	303単位	×90%	303	
Α7	1011	通所型サービスA(単独型) I・ 同一	1割		事業対象者·要支援1 ※	※1月の中で全部で4回まで	151単位	×90%	151	
A7	1002	通所型サービスA(単独型) I	2割		事業対象者・要支援1 ?	※1月の中で全部で4回まで	218単位	×80%	218	
Α7		通所型サービスA(単独型) I・ 送迎片道	2割		事業対象者·要支援1 >	※1月の中で全部で4回まで	265単位	×80%	265	
A 7	1202	<u>达</u> 进仕復	2割		事業対象者·要支援1 >	※1月の中で全部で4回まで	312単位	×80%	312	
Α7		通所型サービスA(単独型) I・ 同一	2割		事業対象者·要支援1 >	※1月の中で全部で4回まで	160単位	×80%	160	

* 平成29年2月21日修正しました。





8 過誤申立について

請求誤り等により、介護報酬の取り下げを行う場合は、「過誤申立書」を市に提出します。総合事業における過誤申立については、介護給付・予防給付の様式及び申立事由コードとは異なりますので、ご注意ください。

過誤申立事由コード【介護予防・日常生活支援総合事業用】

14 _12 3	<u> </u>						
様式	新 方						
10	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書						
	(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)						
11	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書						
	(介護予防ケアマネジメント費)						
申立理	理由番号						
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整						
02	請求誤りによる実績取下げ						
09	時効による保険者申立の取下げ						
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整						
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整						
29	時効による公費負担者申立の取下げ						
32	給付管理票取消による実績の取下げ						
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ						
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ						
52	適正化による公費負担者申立の過誤取下げ						
90	その他の事由による台帳過誤						
99	その他の事由による実績の取下げ						





9 被保険者証の印字イメージ

			(-)	r	
		介	護保険被保険者証		要介護状。区 認定年、日(認定の有) 地
	番	号			居宅サービス
被保	住	所			
険	フリ	ガナ			(うち種類支
者	氏	名			限度基準額
	生年	月日	性 別 安		
交付	寸年月	日			
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		剛	1 4 2 0 7 5 茅 ケ 崎 市 〒253-8686 株別県茅ヶ崎市港ヶ崎-TB1番1号 電話 0467 (82) 1 1 1 1		認定意見なませる。

要介護状長区分等	事業対象者
認定年 日(注)	基本チェックリスト実施日
認定の有力期間	~
	区分支給限度基準類
居宅サービス等	
	1月当たり
	サービスの種類 種類支給限度基準額
(a)	
(うち種類支給	
限度基準額)	
認定審査会	
の意見及び	
サービスの	
種類の指定	[.
12.75	
1	
(33.5 	

					(三)
			容	期	間
				開始年月日	
				終了年月日	
給付制	級			開始年月日	
				終了年月日	
				開始年月日	
				終了年月日	
居宅介護す 事業者若し				届出年月日	
は介護予防 援事業者及 その事業所 名称又は地	支び 斤の			届出年月日	
包括支援 + ターの名称				届出年月日	
	種類			入所等年月日	l
介護保険	名称			退所等年月日	
施設等	種類			入所等年月日	
	名称			退所等年月日	





10 定款変更、運営規程、重要事項説明書、契約書について

平成29年4月1日より総合事業を実施予定の事業者は、事業開始までに定款上に総合事業についての記載が必要になります。また、運営規定、契約書及び重要事項説明書についても、総合事業について新たに作成するか、現在の書式に総合事業に関する事項の追加が必要となります。

【定款記載例】

- 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」
- ※上記定款記載例がすべての法人の定款に当てはまることではありません。定款変更の詳細については、各所轄庁に相談してください。

【運営規程等記載例】

- ・「第1号訪問事業(国基準訪問型サービス)」
- ・「第1号通所事業(国基準通所型サービス)」等





11 市が実施する研修(新たな担い手の育成)について

茅ヶ崎市総合事業では、「訪問型サービスA」、「通所型サービスA」を創設し、 市が実施する研修修了者が、新たな担い手としてサービスに従事できることとしまし た。市が実施する研修の概要は次のとおりです。

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修

研修名	対象者	従事できるサービス	研修内容等	研修予定
生活援助員研修	生活援助員(*1)		総合事業、高齢者の特性 の理解、生活支援につい て等9時間程度	平成29年3月 (2日間)
サービスA担い手研修	訪問型サービスA サービス提供責任者 (*2)	訪問型サービスA	総合事業、高齢者の特性 の理解、介護計画の作 成、事業所運営等15時間 程度	平成29年3月 (3日間)
	管理者(*3)	通所型サービスA	11 E / X	

^{*1} 訪問介護員等の資格要件がある場合(介護福祉士その他法第8条第2項に規定する政令で定めるもの)は研修を修了しなくても訪問型サービスAに従事できます。

- *2 サービス提供責任者の資格要件がある場合(介護福祉士、その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第4項に規定するもの)は研修を修了しなくても訪問型サービスAサービス提供責任者として従事できます。
- *3 生活相談員(指定居宅サービス等基準第93条第1項第1号に規定する生活相談員)の場合は、研修を修了しなくても管理者として通所型サービスAに従事できます。





12 今後のスケジュール

平成29年1月16日 茅ヶ崎市総合事業説明会

1月23日 質問票の提出締切(FAX)

*これ以降届いたものについては随時回答します

1月下旬 申請に係る書式及び各基準について茅ヶ崎市ホームページ に掲載予定

2月 1日 指定申請受付

2月 3日 質問の回答(茅ヶ崎市ホームページに掲載)

* 質問の内容によっては、それ以降随時回答する場合あり

2月11日~21日 市民説明会(市役所、公民館、小出支所)

3月 茅ヶ崎市総合事業担い手研修実施

4月 1日 茅ヶ崎市総合事業実施